

障がいのある人へ 差別をしていませんか？

平成28年4月から『障害を理由とする差別の解消の推進
に関する法律(障害者差別解消法)』が施行されます。

【どんな法律なの？】

国や市町といった行政機関や会社やお店などの民間事業所での「不当な差別的扱い」と「合理的配慮の不提供」をなくし、すべての国民が障がいのあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をつくるための法律です。

【不当な差別的扱いとは？】

正当な理由がないのに、障がいがあるということでサービスの提供を拒否したり、制限や条件をつけたりする行為をいいます。

【合理的配慮とは？】

障がいのある人から何らかの助けを求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮をすることです。



障がいのことで差別され、困ったことがありましたらご相談ください。

障がい者の差別に関する相談窓口

御前崎市福祉課 電話 0537(85)1121

ふとう さべつてきとりあつか れい
不当な差別的取扱い(例)

しょう りゆう
障がいがあることを理由に

- ・お店に入れてもらえない。
- ・アパートを貸してもらえない。
- ・スポーツクラブや趣味の教室などに入会させてもらえない。
- ・説明会などへの出席を拒んだり、付き添い者の同行など過剰な条件を求める。
- ・学校への入学や校外教育活動、式典の参加を拒んだり、過剰な条件を求める。
- ・病院等で本人を無視して、介助者や付き添い者、支援者のみに話しかける。

ごうりてきはいりよ れい
合理的配慮(例)

- ・聴覚障がい、視覚障がいのある方に、筆談や読み上げ、手話等を用いる。
- ・手の届かない書類は取って渡してあげる。
- ・段差のある場所は、補助してあげる。
- ・順番を待つことが苦手な障がいのある人に対して、周囲の理解を得た上で順番などへんこう等を変更する。
- ・知的に障がいのある人には、ゆっくりと短いことばや文章で、わかりやすく話しかける。文書等も難しい表現や漢字は使わないように、ルビを振るなどわかりやすい表現にする。
- ・精神に障がいのある人には、疲労や緊張などに配慮し別室や休憩室を設ける。
- ・試験において、別室受験、時間延長、読み上げ機能等の使用を認める。

《法律で守らなければならないこと》

| | <small>ふとう さべつてきとりあつか</small> 不当な差別的取扱い | <small>しょう ひと ごうりてきはいりよ</small> 障がいのある人への合理的配慮 |
|------------------------------------|--|---|
| <small>ぎょうせいきかん</small> 行政機関 | <small>きんし</small> 禁止 | <small>ほうてきぎむ</small> 法的義務 |
| <small>みんかんじぎょうしょ</small> 民間事業所 | <small>きんし</small> 禁止 | <small>どりょくぎむ</small> 努力義務 |